

岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭向けの電化製品（以下「家電製品」という。）であって、一定以上の省エネ性能を有するものを購入し、設置した際の費用の一部を予算の範囲内で補助することで、電力、ガス等のエネルギー価格の高騰による市民の負担を軽減すること及び市民の地球温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減につなげることを目的として交付する岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金（以下「省エネ補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネ基準達成率 経済産業省が定める日本産業規格（J I S 規格）C 9 9 0 1 に基づく省エネ基準達成率をいう。

(2) 省エネ家電製品 住宅に固定して設置する家電製品で、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 2027年度の省エネ基準達成率が100パーセント以上の家庭用エアコン（以下「エアコン」という。）

イ 2020年度の省エネ基準達成率が100パーセント以上のLED照明器具（電球単体を除く。）（以下「LED照明器具」という。）

(補助対象家電製品)

第3条 省エネ補助金の交付の対象となる家電製品（以下「対象家電製品」という。）は、次に掲げる要件を満たす省エネ家電製品とする。

(1) 新品であること。

(2) 業務用でないこと。

(3) 令和8年7月1日から令和9年2月28日までに購入、設置及び支払が完了したものであること。

(4) 岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱（平成21年7月1日施行）の規定に基づき交付される補助金その他の補助金、助成金等の交付を受けていないものであること。

(補助対象者)

第4条 省エネ補助金の交付の対象となる者は、自ら購入した対象家電製

品を自らが住所を有する居宅に設置した個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第7条第1項の規定による省エネ補助金の交付申請をする日において市内に住所を有し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税等（岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）第2条第2号に定める徴収金をいう。第8条第3項において同じ。）を滞納していない者
- (3) 転売、譲渡等を目的として対象家電製品を購入していない者
- (4) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

（補助対象経費）

第5条 省エネ補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象家電製品の購入、設置及び配送に要する費用とする。ただし、次に掲げる費用は、対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (2) 既存の家電製品の処分に係る費用
- (3) クーポン券、ギフト券等により支払った額
- (4) その他市長が不相当と認める費用

（省エネ補助金の額等）

第6条 省エネ補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) エアコン 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、50,000円を補助限度額とする。
- (2) LED照明器具 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10,000円を補助限度額とする。

2 前項各号に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 対象家電製品の種類及び台数は、補助限度額の範囲内で制限を設けないものとする。

4 次条第1項の規定による省エネ補助金の交付申請は、対象家電製品の種類及び台数にかかわらず、1世帯につき1回限りとする。

（交付申請）

第7条 省エネ補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、令和8年7月1日から令和9年3月5日までに、岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1。第3項において「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入日、購入店名、購入した対象家電製品の名称、型番及び製造番号並びに購入費用(補助対象経費の内訳)が分かる書類の写し
- (2) 購入した対象家電製品の設置場所が分かる書類の写し
- (3) 購入した対象家電製品が省エネ基準達成率を達成していることが分かる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号から第3号までに掲げる書類の提出は、岩倉市省エネ家電製品販売証明書(様式第2)をもって代えることができる。

3 第1項の規定による申請書兼請求書の提出は、インターネット、電子メール、郵送又は窓口への持参によるものとする。

4 第1項の規定による交付申請の受付は、予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、その日に前項に定める方法により提出されたもののうち、その内容を審査し、適当と認めたものについて抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、省エネ補助金の交付の可否を決定し、岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金交付決定(却下)通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、省エネ補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、省エネ補助金の交付決定に際して、条件を付することができる。

3 市長は、省エネ補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び市税等の完納状況の確認をすることができる。

(省エネ補助金の交付)

第9条 市長は、前条第1項の規定により省エネ補助金の交付決定をした

者（以下「交付決定者」という。）に対し、省エネ補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限等）

第10条 交付決定者が、省エネ補助金の交付を受けた対象家電製品（以下「補助決定家電製品」という。）の取得財産処分制限期間内に当該補助決定家電製品を処分しようとするときは、あらかじめ岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金財産処分承認申請書（様式第4）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 補助決定家電製品の取得財産処分制限期間は、当該補助決定家電製品を設置した日から5年間とする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この限りでない。

（1）天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象家電製品を処分するとき。

（2）初期不良又は故障により対象家電製品を買い替え、又は処分するとき。

（3）その他市長が必要と認めたとき。

3 市長は、第1項の規定による財産処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対し、岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金財産処分承認通知書（様式第5）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、省エネ補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）第3条各号又は第4条各号に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。

（2）虚偽の申請その他不正な手段により省エネ補助金の交付を受けたとき。

（3）補助決定家電製品を第三者に転売し、譲渡する等、本来の目的以外に使用したとき。ただし、補助決定家電製品の取得財産処分制限期間を経過したときは、この限りでない。

（4）補助決定家電製品を返品したとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定に基づき省エネ補助金の交付決定を取り消したときは、岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金交付決定取消通知書（様式第6）により、当該交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき省エネ補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に省エネ補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて当該省エネ補助金の返還を命ずるものとする。

（市による調査）

第12条 市長は、省エネ補助金を適正に交付するため、必要な範囲において、省エネ補助金の交付決定者に対して、補助決定家電製品の設置場所への立入検査等の必要な調査を行うことができる。

- 2 交付決定者は、市長が前項の調査を申し出たときは、これに協力しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。